

京丹後市立久美浜中学校部活動指導方針

京丹後市立久美浜中学校

1 目的

スポーツや文化及び科学に親しむ主体的な活動を通して、学習意欲の向上や責任感や連帯感及びコミュニケーション能力等、生徒一人ひとりの豊かな人間性や社会性を育む。

2 設置部活動

〔体育系〕陸上部、野球部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、
男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子バレーボール部、カヌー部
〔文化系〕吹奏楽部、クリエイト部

3 入転部

- (1) 全員いずれかの部活動に加入する。
- (2) 入転部ともに、所定の用紙を届け出る。その際は、保護者・学級担任・顧問の承認を得る。

4 活動計画

- (1) 校長の承認を得た年間活動計画及び月間活動計画は、ホームページ等で公表する。
- (2) 月間活動計画については、前月15日までに提出し校長の許可を受ける。

5 活動時間

- (1) 長くとも平日は2時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とする。
- (2) 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。
- (3) 平日の活動時間は、下記とする。

	6 時間授業	5 時間授業
終了時刻	1 6 : 4 5	1 5 : 4 0
下校時刻	1 7 : 0 0	1 5 : 5 5

- (4) 土・日曜日・祝日及び休業日の活動時間帯は、8:45～12:00とする。
- (5) 期末テストに係る活動については、4日前から、テスト終了までの部活動は停止とする。
- (6) 感染症拡大防止等のため臨時措置として活動停止を行う場合もある。

6 休養日

- (1) 週当たり土・日曜日を含む2日以上設定する。原則日曜日と木曜日を休養日とする。
- (2) 月曜日と木曜日の朝練習は実施しないこととする。
- (3) 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日ともに活動した場合は、他の曜日を確保する。

7 部活動の運営

- (1) 部活動には、顧問がつき安全管理を行った上で実施をする。顧問が、やむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握する。
- (2) 各部活動の特性を踏まえ、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 適切な休養をとりながら、短時間で効果が得られる練習を計画的に行う。
- (4) 定期的に使用する設備・用具の点検を行うとともに、日常的に生徒にも安全について指導を行い、事故や怪我の未然防止に努める。

8 その他

- (1) 「京丹後市部活動指導指針」に準じて部活動を運営する。
- (2) 校外で活動する場合には、スクールバスでの移動を原則とする。
- (3) 活動経費については、学校予算内で行うことを原則とする。

(令和7年4月更新)